

写

受理番号	陳情第2号
受理年月日	令和5年5月17日

陳 情 書

2023年5月17日

二宮町議会議長 根岸ゆき子 様

陳情者 中里1057-1-3-1 渡辺亮津枝 印
二宮741-1 村上梅司 印
二宮331-8 杉山みかる 印
二宮331-8 杉山順平 印
二宮1130-8 峯尾圭太 印
二宮1130-8 峯尾貴代江 印
中里1107-3 森山智美 印
百合が丘1-15-9八坂ゆうな 印
百合が丘1-15-9八坂慎吾 印
二宮617-102 中居里美 印
山西2075-21 久岡寛子 印
二宮233 増田育美 印
富士見が丘2丁目20-18 安部川麻亜沙 印
二宮91-79 松川奈月 印
富士見が丘2丁目9-12 小池絵美子 印
百合が丘1-17-19 鈴木若葉 印
百合が丘1-12-16-17 福井尚子 印
平塚市立庵324の4 村越史子 印

携帯基地局からの電磁波の強さについて見直しを求める陳情

スマートフォン・携帯電話(まとめて、携帯電話と呼称)は、暮らしの中でなくてはならないものになり、規格も4Gからよりデータ搬送量の大きい5Gへの切り替えが進められています。一方で、携帯電話基地局から発せられる電磁波による健康被害が指摘され、近隣市町で、携帯基地局から健康被害を受けている実例が報告されています。

電磁波の強さについては、国は現行の国際基準とされるICNIRP基準の1,000マイクロワット/cm²以下となることを定めています。一方で、歐州評議会では0.1マイクロワット/cm²以下の勧告がだされており、1万倍の開きがあります。この違いは、ICNIRPの基準が、主として熱作用を元に設定されているのに対して、歐州評議会の基準は疫学的、および遺伝子毒性などから設定されたものであることから生じていると考えられます。

私たちは、現在も将来に向けて健康被害とその心配を減らすために、電磁波の曝露量はできるだけ減らすべきと考えています。また、成長過程にある子どもたちのためには予防原則に基づいた配慮が必須です。抜本的には電磁波の強さの基準値の見直しが必要ですが、現行法では各自治体が設定することはできません。そのため、各自治体から基準値の見直しを求める意見書を政府に提出していただくことが、必要と考えます。

陳情項目:

国・県は、携帯基地局からの電磁波の強さ(電力密度)の基準値の見直しを進めるこ。